

平成28年度 薩摩川内市グリーン・ツーリズム推進協議会運営補助金 評価表 NO. 51

所管部課名	観光・シティセールス課	担当者	堀之内 寛郎					
事務事業名	ツーリズム事業費							
根拠法令	薩摩川内市商工観光部関係補助金等交付要綱							
補助経過年数	1年以上5年以下							
平成28年度 予算額	4,000 千円	国県支出金	一般財源	その他	その他の内容			
		千円	4,000 千円	千円				
	指標名		目標値	目標年度				
成果指標①	活動内容（受入れ人数）		1500	平成33年度				
成果指標②	薩摩川内市グリーンツーリズム推進協議会会員数		150	平成33年度				
補助対象者	薩摩川内市グリーン・ツーリズム推進協議会							
補助対象経費	グリーン・ツーリズム推進協議会の活動に係る経費（報酬、人件費、事務消耗品、研修活動費）							
補助対象事業・活動の内容	グリーン・ツーリズム推進協議会の会員の研修会の実施（教育旅行生を安心安全に受入れを行って行くための研修会に係る経費、受入れに関する資料等の送付等）							
	分類	<input checked="" type="checkbox"/> 運営補助のみ <input type="checkbox"/> 事業補助のみ <input type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方 <input type="checkbox"/> その他						
補助金額又は補助率	予算に定められた範囲内							
上記項目の積算方法	予算に定められた範囲内で例年の活動実績に基づき積算							
補助を 受ける 事業 （団体） 等の 決算 状況	項目	平成25年度		平成26年度		平成27年度		
		金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）	
	収入	自己資金	0		17,149,471	81.6%	15,954,284	80.0%
		会費収入			2,500	0.0%	2,000	0.0%
		事業収入			9,071,580	43.1%	11,310,284	56.7%
		寄付金・その他助成			8,075,391	38.4%	4,642,000	23.3%
		市補助金	0		3,000,000	14.3%	3,000,000	15.0%
		預金利息				0.0%	440	0.0%
		（前年度繰越金）			875,210	4.2%	980,825	4.9%
	計	0		21,024,681	100.0%	19,935,549	100.0%	
	支出	事業費			17,484,808	83.2%	16,481,624	82.7%
		人件費			2,459,048	11.7%	1,993,000	10.0%
		その他事務費			100,000	0.5%	100,000	0.5%
						0.0%		0.0%
						0.0%		0.0%
						0.0%		0.0%
		（翌年度繰越金）			980,825	4.7%	1,360,925	6.8%
計	0		21,024,681	100.0%	19,935,549	100.0%		
支出計/前年度支出計						94.8%		
自己資金/前年度自己資金						93.0%		
翌年度繰越金/市補助金				32.7%		45.4%		
交付件数				1		1		
成果指標の推移①				1,162		1,236		
成果指標の推移②				126		130		
特記すべき事項等	【前回評価】なし（平成26年度創設） 【事業のPR方法】協議会ホームページによる情報発信。きゃんぱくパートナーとして体験プランの実施。 【費用対効果】農家民宿部会という専門部会を立ち上げたことによる資格者増と受入れ客の増加が見込まれる。							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	教育旅行生を受入れることは、本市の交流人口の増加に寄与するとともに本市をPRする一翼を担っているものと考えられる。
必要性	次のいずれかに該当するものである。	A	教育旅行生を受入れるのみに留まらず、一般旅行者の受入れを行うことも必要であり、安心安全な協議会として受入れを継続的に実施していくには、行政による資金の援助なしには、困難である。
	① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。		
	② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。		
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。(その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。)	A	教育旅行生や一般旅行者を定量的に受入れていくには、農家民宿資格者の増加や情報発信の強化は必須であり、専門部会などを立ち上げて勉強会を実施している。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	教育旅行生や一般旅行者の受入れを実施していくことは、農家所得の向上に繋がるものであり、協議会が実施していくことが重要である。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。(交付要綱の補助基準)	B	教育旅行生を受入れが減少しつつある傾向にあることから、定量的な受入れを行っていくために学校等へのプロモーション活動を積極的に実施していく必要があることから現時点では妥当であると考ええる。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	B	会員の高齢化や固定化などが見受けられたため、新規会員獲得のための活動など新たな活動が必要である。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	現在、教育旅行生受入れの活動のみとなっている。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	本市への交流人口の増加やPRといった観点から最も適当な手段であると認められる。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	補助対象経費が明確に規定されているとともに、その目的にも合致していることから、妥当性を欠くものとは言えない。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価 (一次)結果	≪今後の改革の方向性≫ <input checked="" type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の補助金と統合 <input type="checkbox"/> 補助内容の改善 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 移管  <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止 ≪上記方向の理由≫ 当該事業に係る事業主体は、継続的に教育旅行生の受入れを実施し、農家所得の向上と本市の交流人口の拡大、PRの一翼を担っている。今後も安心安全な受入れを実施していくためとさらなる交流人口の拡大を目指すためにも、現状のまま継続とすることが適当と認められる。	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 必要性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 有効性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 適格性・妥当性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い
	≪今後の改革の方向性≫ <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の補助金と統合 <input type="checkbox"/> 補助内容の改善 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 移管  <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止		≪まとめ≫
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫ 農家民宿資格者増による活動の拡大と一般客受入れの増加。		

## 薩摩川内市グリーン・ツーリズム推進協議会運営費補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市観光交流部関係補助金等交付要綱（平成25年薩摩川内市告示第185号）第2条の表に掲げる薩摩川内市グリーン・ツーリズム推進協議会運営費補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 薩摩川内市グリーン・ツーリズム推進協議会運営費補助金に係る補助事業等は、次の各号に定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) 事業計画書の内容が、本市農家民泊の振興及び地域の活性化に資するものであること。
- (2) 前号の事業計画の内容を達成できることが明白であること。

(補助金の額)

第3条 薩摩川内市グリーン・ツーリズム推進協議会運営費補助金の額は、予算で定める額以内とする。

(補助対象経費)

第4条 薩摩川内市グリーン・ツーリズム推進協議会運営費補助金は、次の各号に掲げるものについて交付する。

- (1) 報酬及び賃金等
- (2) 事務消耗品費
- (3) 光熱水費
- (4) 前各号に掲げるもののほか、薩摩川内市グリーン・ツーリズム推進協議会の運営及び事業の実施に当たり必要と認められる経費

(交付の申請)

第5条 薩摩川内市グリーン・ツーリズム推進協議会運営費補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年6月30日とする。

(交付の基準)

第6条 薩摩川内市グリーン・ツーリズム推進協議会運営費補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、当該申請者に薩摩川内市グリーン・ツーリズム推進協議会運営費補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第7条 薩摩川内市グリーン・ツーリズム推進協議会運営費補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類  
(効果の測定)

第8条 薩摩川内市グリーン・ツーリズム推進協議会運営費補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は、次の各号に掲げる指標を用いて測定するものとする。

- (1) 活動内容
- (2) 薩摩川内市グリーン・ツーリズム推進協議会会員数  
(補助事業者等の責務)

第9条 薩摩川内市グリーン・ツーリズム推進協議会運営費補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の観光行政の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。  
(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、商工観光部長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 薩摩川内市グリーン・ツーリズム推進協議会運営費補助金に係る条例第4条第1項の規定による見直しについては、平成26年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成27年度において所要の措置を講ずるものとする。